

令和 7 年度 北谷町地域公共交通活性化協議会 収入支出決算書

収入合計	10, 526, 522円
支出合計	10, 524, 640円
差引残高	1, 882円

【収入の部】

(単位：円)

項 目		当初予算額	収入済額	比較	説明
1	負担金	1, 000	0	△1, 000	
	1 負担金	1, 000	0	△1, 000	
2	補助金	6, 095, 000	4, 840, 640	△1, 254, 360	
	1 補助金	6, 095, 000	4, 840, 640	△1, 254, 360	国補助金 (R7事業年度) 4, 538, 000円 町補助金 302, 640円
3	繰越金	5, 684, 004	5, 684, 004	0	
	1 繰越金	5, 684, 004	5, 684, 004	0	
4	諸収入	1, 000	1, 878	878	
	1 諸収入	1, 000	1, 878	878	利息898円 (8/9) 利息980円 (2/14)
合計		11, 781, 004	10, 526, 522	△1, 254, 482	

【支出の部】

項 目		当初予算額	支出済額	比較	説明
1	事務費	15, 000	2, 640	△12, 360	
	1 事務費	15, 000	2, 640	△12, 360	振込手数料880円 (3件)
2	事業費	11, 764, 000	10, 522, 000	△1, 242, 000	
	1 報酬	79, 000	0	△79, 000	
	2 旅費	17, 000	0	△17, 000	
	3 委託費	11, 668, 000	10, 522, 000	△1, 146, 000	コミュニティバス運行費用 (R6) 5, 684, 000円 (R7) 4, 538, 000円 バス乗り方教室 300, 000円
3	予備費	2, 004	0	△2, 004	
	1 予備費	2, 004	0	△2, 004	費目存置
合計		11, 781, 004	10, 524, 640	△1, 256, 364	

監査報告

令和 7 年度北谷町地域公共交通活性化協議会収入支出決算書について、関係帳簿並びに証拠書類、預金通帳等について、詳細に監査した結果、帳簿内容に相違ないものと認める。

令和 8 年 4 月 8 日

北前区自治会長
監査委員 徳田 仁 

北谷町地域公共交通活性化に係る バスの乗り方教室（北谷町）

事業所名 沖縄バス株式会社

令和8年3月10日

- 1 実施日 令和8年3月7日（土） 10：00 ～ 11：30
- 2 場 所 北谷ゲートウェイおよびサンエーパルコシティ
- 3 実施理由
北谷町より、町の地域公共交通計画に基づき公共交通の利用促進を図ることを目的に乗り方教室を実施したいとの依頼あり。実際の乗車体験を通して「バスの乗り方」や「車内でのマナー」の普及啓発を行うことで、公共交通に対する理解と関心をより深めるために実施しました。
- 4 実施者 沖縄バス： 稲嶺、大城、永峯、幸喜、屋宜、伊芸
北谷町役場 企画財政課：木村 様
沖縄トヨタ自動車株式会社：照屋 様、平良 様
- 5 実施対象者 北谷町在住の小学生（保護者同伴）（34名）
- 6 当日の様子



所見

今回はすべての参加者が親子で、バスに乗り込む前にノンステップバスの説明やバスの待ち方、車いすの乗車について説明を行うと、子どもたちの反応が非常に良く、元気よく発言する子どももいた。バス車内においては、マナーや事故防止、運賃についてレクチャーを行った。特に日祝ファミリー割引について説明したところ、親御さんの反応が非常に良かったのが印象的だった。またバスを利用することで駐車場探しによるストレスからの解放など、バスのメリットや魅力を知ってもらうことが出来た。これを機に通勤通学、レジャーや買い物などにバスを積極的に利用して頂きたいと思いました。

令和7年度バスの乗り方教室アンケート集計表

質問	回答	回答数	回答割合
1.お子様は、本日の「バスの乗り方教室」を楽しんでいましたか？ ※n=13	1 とても楽しんでいた	11	85%
	2 まあまあ楽しんでいた	2	15%
	3 あまり楽しんでいなかった	0	0%
	4 楽しんでいなかった	0	0%
2.今回「バスの乗り方教室」に参加しようと思った理由はなんですか？ (複数回答可) ※n=13	1 子どもがバスなどの乗り物が好きで、喜ぶと思ったから。	1	8%
	2 子供に車内のマナーや交通ルールを学ばせたかったから。	12	92%
	3 将来、子どもが一人でバスに乗るための練習として	11	85%
	4 保護者様自身が、子連れでのバスの乗り方や路線を知っておきたかったから	4	31%
	5 今後、休日のお出かけなどで子どもとバスを利用しようと考えていたから	2	15%
	6 お友達の家族が参加すると聞いたから(誘われたから)	1	8%
	7 その他	0	0%
3.保護者様自身やお子様にとって、本日の説明は分かりやすかったですか？ ※n=13	1 とても分かりやすかった	11	85%
	2 まあまあ分かりやすかった	1	8%
	3 少しわかりにくかった	1	8%
	4 分かりにくかった	0	0%
4.もしお子様が一人でバスに乗る場合、「不安」や「ハードル」に感じることはなんですか？ (複数回答可) ※n=13	1 運賃の支払い(小児運賃の計算、整理券の取り方、両替の仕方等)	11	85%
	2 自分が降りる停留所が分かるか、正しいタイミングで降車ボタンを押せるか	12	92%
	3 乗るべきバス(行き先や路線)を間違えずに乗れるか	11	85%
	4 車内での安全性(走行中に転ばないか、不審者などの防犯面)	6	46%
	5 時刻表の見方やバスに乗り遅れた時の対応	10	77%
	6 特に不安はない	0	0%
	7 その他(車内マナーなど)	1	8%
5.本日の「バスの乗り方教室」に参加して、その「不安」は解消されましたか？ ※n=13	1 全て解消された	1	8%
	2 だいたい解消された	10	77%
	3 あまり解消されなかった	2	15%
	4 解消されなかった	0	0%
6.保護者様自身やお子様は普段どのくらいの頻度でバスを利用していますか？ ※n=13	1 よく利用している(週に1回以上)	1	8%
	2 たまに利用している(月に1~2回)	1	8%
	3 ほとんど利用しない(年に数回程度)	1	8%
	4 全く利用しない	10	77%
7.今後、休日にお子様と一緒に路線バスを利用してみたいと思いますか？ ※n=11	1 ぜひ利用してみたい	6	55%
	2 機会があれば利用してみたい	5	45%
	3 あまり利用しないと思う	0	0%
	4 利用しないと思う	0	0%
8.もし路線バスを利用するとしたら、どのような場面で利用したいと思いますか？(複数回答可) ※n=11	1 駐車場が混雑する場所やイベントへ行くとき	10	91%
	2 子どもが通う塾や習い事などへの送迎の代わりとして	2	18%
	3 子ども同士で、少し遠くの公園やショッピングモール等へ遊びに行くとき	4	36%
	4 家族で外食に行くとき(運転を気にせずお酒を楽しみたい時など)	2	18%
	5 目的地は特に決めず、路線バスに乗ること自体を楽しむ休日のおでかけ	7	64%
	6 わからない(基本的には車で移動する)	1	9%
	7 その他(中学高校の通学手段として)	1	9%
9.北谷町コミュニティバスについて知っていましたか。 ※n=11	1 知っていた	11	100%
	2 知らなかった	0	0%
10.保護者様自身やお子様はこれまでに北谷町コミュニティバスを利用したことがありますか？ ※n=11	1 利用したことがある	5	45%
	2 利用したことはない	6	55%

11.今後、北谷町コミュニティバスを利用してみたいと思いますか？ ※n=11	1 ぜひ利用してみたい	4	36%
	2 機械があれば利用してみたい	7	64%
	3 あまり利用しないと思う	0	0%
	4 利用しないと思う	0	0%
12.今回の「バスの乗り方教室」の満足度について教えてください。 (低0～10高) ※n=11	0		9.55
	1		※平均値
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7	1	
	8	1	
	9		
	10	9	
13.今回の「バスの乗り方教室」を知人にもおすすめしたいと思いますか。 (低0～10高) ※n=11	0		9.73
	1		※平均値
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8	1	
	9	1	
	10	9	
14.本日のご感想や改善してほしい点等があればぜひ教えてください。 (自由記述)	・那覇市の都市部のように、様々な路線を走るバスが充実したら良いと思いました。バスで行きたいけどバス停が近くにない、その辺を通っているバスがないetc、、、となったことが過去にあったので。 ・沖縄は電車がなくて分どうしても車社会になるので、バスのような公共交通機関が増えて、観光客だけでなく、県民が利用しやすくなれるようになったらと思いました。バスが利用できそうな所に行くときは、時々使ってみようと思います。		
	・車での移動が当たり前になっているため、なかなかバスに乗る機会がなかったので貴重な体験でした。ありがとうございました。体験の中にこれもできたらなあと思ったのが、1回だけボタンを押して降車する、降りる際に運賃を支払う(おもちゃのお金、整理券など)があっても良かったなあと思いました。		
	・親子でバスについて学ぶ良い機会となりました。これを機に休日など、バスを利用して出かけて見たいと思いました。ありがとうございました。		
	・息子がバスの乗り方を知らないで、今日はとてもいい経験をしました。お友達と一緒に参加して楽しかったようです。ありがとうございました。		
	・娘(小2年生)はバスに乗ったことが無かったので、この企画は、バス停から乗るところ車内のマナーや使用方法を楽しく学べて良かったです。		
	・C-BUSについては、町内でよく見かけていましたが、今回は使い方を知ることができて機械があれば、ぜひ利用したいと思います。娘もとても喜んでいました。参加して良かったです。ありがとうございました。		
	・バスに乗る機会が少ないので、実際バスに乗り、乗りながらルールや安全性を教えてもらい、大変勉強になりました。子どもにも分かり易かったそうです。ありがとうございました。		
	・とても分かりやすかったし、パルコでもあそべてとてもいい経験でしたが、「北谷ゲートウェイ」がどこなのか分からず、「プール屋根F」で待っていました、、遅刻してすみません(皆さん分かってたの?)もう少し分かりやすい指示がほしいなあと思いました。		
	【欄外(のりものNAVIについて)】		
	・どこ方面なのかよくわからない		
	・目的地の近くのバス停がどこにあるのか分からない		
	・目的地の近くのバス停が右なのか左なのか分からない		
	・このあたりからこのあたりまでいきたいときはこんなバスの使い方がいよいよみたいなAIちっくなアドバイスがほしいな		

令和 8 年度 北谷町地域公共交通活性化協議会 予算書

歳入合計	7,738,882円
歳出合計	7,738,882円
差引残額	0円

【歳入の部】

(単位：円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 負担金	1,000	1,000	0	
1 1 負担金	1,000	1,000	0	費目存置
2 補助金	7,735,000	6,095,000	1,640,000	
2 1 補助金	7,735,000	6,095,000	1,640,000	国補助金 (R8事業年度) 4,538,000円 (R7参考) 町補助金 3,197,000円
3 繰越金	1,882	5,684,004	△5,682,122	
3 1 繰越金	1,882	5,684,004	△5,682,122	令和7年度繰越金 1,882円
4 諸収入	1,000	1,000	0	
4 1 諸収入	1,000	1,000	0	費目存置
合計	7,738,882	11,781,004	△4,042,122	

【歳出の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 事務費	15,000	15,000	0	
1 1 事務費	15,000	15,000	0	振込手数料
2 事業費	7,720,000	11,764,000	△4,044,000	
2 1 報酬	79,000	79,000	0	委員報酬
2 2 旅費	17,000	17,000	0	委員費用弁償
2 3 委託費	7,624,000	11,668,000	△4,044,000	コミュニティバス運行費用 4,538,000円 (国補助) バス乗り方教室委託 534,000円 公共交通総合マップ作成 2,552,000円
3 予備費	3,882	2,004	1,878	
3 1 予備費	3,882	2,004	1,878	費目存置
合計	7,738,882	11,781,004	△4,042,122	

令和 8 年度北谷町バス乗り方教室（案）

1 目的

沖縄県では公共交通の利用率が低く、運転免許を取得可能な年齢に達すると自家用車での移動となる傾向が高いことが知られている。北谷町では北谷町地域公共交通計画に基づき、新たな需要の創出に向けた公共交通の利用啓発に関する取組みとして、本町を走る路線バス会社協力のもと、小学生向けのバス乗り方教室を開催し、北谷町の公共交通に対する理解を深め、町民の意識の醸成を図り、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を促進する。

2 実施内容

実施対象：町内小学校 4 校のうち 2 校（別日で実施）

対象学年：4 年生もしくは 5 年生

対象人数：1 回約 60 名程度、最大 1 日 2 回実施想定（実施する学年の人数による）

実施場所：ちゃたんニライセンター

実施時期：令和 9 年 1 月～ 2 月

実施時間：午前中実施

使用車両：2 台

3 実施内容詳細（実施校ごとに変動あり）

番号	内容
1	児童をちゃたんニライセンターへ送迎
2	講義室へ移動
3	挨拶 ・バス乗り方教室の目的等 ・公共交通について
4	バスまで移動
5	バスの乗り方方法等の説明 ・行先表示 ・系統番号 ・経路表示 ・車椅子表示 ・バス停での待ち方 ・バス時刻表の見方 ・乗車方法 ・降車方法 ・整理券の取り方 ・運賃表示器の見方 ・IC カード（okica）の使い方 ・降車ブザーの利用方法 ・運賃の支払い方法 ・両替の方法 ・乗車中のマナー ・優先席の利用者 ・車内飲食について ・携帯電話の利用 ・ハートマークについて ・シートへのいたずら書き ・前席を蹴るなど ・車椅子乗車体験 ・写真撮影 ・バスルートマップ配布
6	バスの乗車体験 ・ニライセンター→国体道路（R23）→R58 嘉手納向け→嘉手納ロータリー 右折→各学校へ ・1 台 38 名（上限）に乗車（着席） 乗車体験車両数 2 台 ・走行中の注意事項 ・学校まで送迎 ・おわりの挨拶（各車両で）
7	第 2 回目を 1 番から実施

令和 8 年度北谷町公共交通総合マップ（案）

1 目的

路線バスや北谷町コミュニティバス等の運行情報は、バス事業者や町役場等のホームページ、またはインターネット上の経路検索サイト等において、乗換案内・時刻表・運行情報として提供されているが、利用者が情報を一元的に把握できる手段は整っていない。

町民や観光客に対して町内の公共交通の運行内容を分かりやすく伝え、利用促進を図るため、公共交通機関のダイヤ・運賃等を網羅的に掲載した「公共交通総合マップ」を作成し、配布する。

2 構成

片面 B5 サイズ、20 ページ（表紙、裏表紙含む）、フルカラー

3 掲載内容

- ・北谷町全体の地図（路線図、バス停名称等）
- ・路線バス情報（個別路線図、運行ダイヤ、運賃、主要な施設への行き方（乗継含む）バスロケーションシステム等）
- ・タクシー情報（タクシー事業者連絡先、アプリ案内）
- ・北谷町コミュニティバス情報（利用方法、利用料金等）
- ・レンタサイクル・シェアサイクルポート情報
- ・その他交通（空港シャトルバスや病院の無料シャトルバス等）
- ・その他情報

4 成果物

- ・公共交通総合マップ（紙媒体 15,000 部（予定））
- ・公共交通総合マップデータ（PDF）

5 配布

- ・町内公共施設（観光案内施設含む）
- ・バスの乗り方教室
- ・町内転入者（町住民課と要調整） 等

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

北 地 公 8 番 号
令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名または名称 北谷町地域公共交通活性化協議会
住 所 北谷町北谷一丁目 1 番 1 号
代 表 者 氏 名 会 長 仲 松 明

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 月 日

(名称) 北谷町公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

北谷町は、沖縄本島中部の西側に位置し、県都那覇市から約16kmの距離にあり、北は嘉手納町、東は沖縄市と北中城村、南は宜野湾市に隣接し、西側は全面が東シナ海に面している。東西約4.3km、南北約6.0kmのほぼ長方形をなし、面積は13.91km²、そのうち約53.3%は駐留軍用地となっている。町の西部にあたる海浜部は平坦な低地で、中央部から東部にかけての内陸部は全体的に緩やかな丘陵地となっている。

バス路線については、国道58号を運行し、那覇市、名護市、読谷村など周辺市町村との移動を可能とする、名護西空港線を軸としている。バス停は町内全域に点在しているもののバス停から離れた地区や丘陵地である内陸部に住む高齢者等はバス停までアクセスに不便を感じている。コミュニティバスはこの幹線交通に通じる支線の役割を果たしており、公共交通空白不便地域の改善、解消を目的としている。そのため、大規模商店や役場等の日常生活機能を担う施設への移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

しかしながら、公共交通空白地域等の解消と公共交通体系の維持・確保のため、町の財政負担だけでは、コミュニティバスの維持が難しく、地域公共交通確保維持事業の活用により、生活交通手段を確保・維持する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

計画の目標	評価指標	目標値 (令和9年度)
① 拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通ネットワークの形成	北谷町コミュニティバス 1 日平均利用者数 (平日・土曜日)	80 人/日
	北谷町コミュニティバス収支率	20%以上
	北谷町コミュニティバス行政負担額	現状維持
	北谷町コミュニティバスに対する認知度	75%
	北谷町コミュニティバス利用者満足度	80%

(北谷町地域公共交通計画 P 8 6 参照)

(2) 事業の効果

北谷町コミュニティバスを維持することにより、広域・幹線公共交通を補完し公共交通空白地域の解消を図りつつ、町内のアクセスを担うことで、健康増進及び生きがいづくりに不可欠な生活交通手段の確保・維持につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・北谷町コミュニティバスの再編（北谷町）
- ・バス利用における環境整備（北谷町、路線バス事業者）
- ・運行情報提供の充実（北谷町）
- ・新たな需要創出に向けた公共交通の利用啓発に関する取組の実施（北谷町）
（北谷町地域公共交通計画 P 7 5 ～P 8 5 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する北谷町コミュニティバスは、株式会社琉球バス交通を運送者とし、北谷町全域を営業区域として区域運行を行う。桑江バス停で地域間交通ネットワークである名護西空港線と接続しており別添表 1 の計画運行日数及び計画運行回数に基づき運行予定。

別添_系統図、接続要件に関する書類

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る北谷町コミュニティバス（C-BUS）については、その運行費用額のうち、北谷町は北谷町地域公共交通活性化協議から受け取る補助金相当額を、運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
- ・町民アンケート調査（郵送配布、郵送回収）
- ・北谷町コミュニティバス登録者アンケート調査（郵送配布、郵送回収）

■関連調査概要

	調査方法等	主な調査項目
町民アンケート調査	・対象者 ：町民18歳以上2,000人 ・調査方法 ：郵送配布、郵送回収	・回答者属性 ・日常生活の移動実態 ・公共交通の利用実態と意識・要望 ・公共交通の今後のあり方
北谷町コミュニティバス登録者アンケート調査	郵送配布、郵送回収	・回答者の属性 ・利用有無や利用特性（目的、頻度、目的地） ・北谷町コミュニティバスを利用しない理由、利用するための条件 ・改善して欲しいサービス

（北谷町地域公共交通計画 P 8 8 参照）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

北谷町地域公共交通活性化協議会開催概要

	開催日時	主な議題
第7回北谷町地域公共交通活性化協議会	令和8年5月22日（金） 10時00分～	(1) 令和7年度決算報告について (2) 令和8年度予算案について (3) 地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請書について (4)

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・平成 26 年 9 月 町民アンケート調査、観光客アンケート調査、町内団体ヒアリング調査、各関係機関へのアンケート調査を実施。コミュニティバス導入の基礎資料として活用。
- ・平成 28 年 1 月 観光客ヒアリング調査、宿泊施設アンケート調査、団体ヒアリング調査を実施。コミュニティバス運行実施計画の決定および実証運行準備に活用。
- ・平成 29 年 10 月 利用者アンケート調査、町民アンケート調査、観光客アンケート調査を実施。運行ルート・バス停の設置場所見直に活用。
- ・平成 30 年 9 月 利用者アンケートを実施。評価基準の可否と運行により期待される波及効果が発揮できているかどうか効果検証を行い、引き続き実証運行を継続。
- ・令和元年 11 月 町民アンケート調査、利用者アンケート調査、運行事業者、関係団体アンケート調査を実施。北谷町コミュニティバスの利用状況や、交通ニーズ等を把握し、北谷町地域公共交通網形成計画（案）の策定および地域に適した新たな公共交通システムの検討に活用。
- ・令和 2 年 11 月 調査員がバスへ乗車し利用者にヒアリングしアンケート調査を実施。コミュニティバスの満足度等を調査し事業評価へ活用
- ・令和 3 年 11 月 利用者アンケート調査を実施。運行サービスの満足度、期待される波及効果などを把握した。
- ・令和 4 年 2 月 事業者へヒアリングを実施。デマンド型運行に対する評価を把握した。
- ・令和 4 年 11 月 町民アンケート調査、民生委員・児童委員アンケート調査、高校生アンケート調査、交通事業者・関係団体等アンケート調査を実施。公共交通の問題点・課題を整理し北谷町地域公共交通計画の策定に活用。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目 1 番 1 号

(所 属) 北谷町総務部企画財政課企画調整係

(氏 名) 木村 聡志

(電 話) 098-936-1234 (内線 1312)

(e-mail) kimura.satoshi@chatan.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北谷町	株式会社琉球バス 交通	(1) 北谷町コミュニティ バス		北谷 町		往 km 復 km	293日	10548回			区域運行	②(1)	桑江バス停で地域間交 通ネットワークである名 護西空港線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。





乗降所マップ



おすすめ 観光スポット

緑色のピンが目印

運賃について

大人(中学生以上)	300円
[割引対象者]	
① 65歳以上の高齢者	
② 障害者手帳・療育手帳所持者	
③ 上記①②の介助者	
④ 運転免許証自主返納者	
⑤ 小学生*	150円
※1歳以上小学生未満は2人目までを無料とし、3人目からは割引運賃とする。(ただし、保護者同乗に限る)	
1歳未満	無料

運行日時

月曜日～土曜日のみ運行
祝日、年末年始(12月30日～1月3日)、
及び6月23日(慰霊の日)を運休とする。
午前8時から午後6時(完全降車)まで



予約受付コールセンター
098-936-8651

電話か
WEB予約が
必要たん!



WEB予約はこちら
<https://chatan.aisin-choisoko.com>



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	北谷町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	7,760
交通不便地域等	28,921

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
28,921	北谷町	沖縄振興特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
北谷町地域公共交通計画	令和5年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

北谷町コミュニティバスバス停「県営北谷団地」の移設について

1 背景

バス停「県営北谷団地」については、令和5年3月14日付第17回北谷町地域公共交通会議兼第3回北谷町地域公共交通活性化協議会で新設の承諾を受け、令和5年9月に新川自然ふれあい公園内に設置した。

しかし、新川自然ふれあい公園に向かう道路において、土砂崩れが発生したことにより、当該バス停を利用できない状態となっている。加えて、当該土砂崩れの復旧工事は、早くとも令和8年度末までかかる見込みとなっている。

また、隣接する県営北谷団地と新川自然ふれあい公園の間には、車両通行防止のためフェンスが設置されており、人の往来はフェンスに設置された門扉から可能となっているものの、車両については、県営北谷団地側から当該バス停へアクセスすることができない状況となっている。

2 協議事項

バス停「県営北谷団地」を新川自然ふれあい公園内から県営北谷団地敷地内に移設をきたい。

3 広域図



4 詳細図



5 設置場所詳細



6 設置イメージ図



7 沖縄県住宅課（県営北谷団地管理者）との調整状況

北谷町地域公共交通会議で承諾を受けることを前提に申請を行い、設置について許可済み

8 土砂崩れ復旧工事終了後

移設を行ったバス停「県営北谷団地」はそのまま継続して設置し、新川墓地公園へのバス停設置要望があれば新規バス停として設置を検討したい。

北谷町地域公共交通計画の進捗状況について

計画目標の達成状況を評価するための評価指標

基本的な方針	計画の目標	評価指標	計画時 (令和4年度)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
1 広域アクセスに配慮しつつ、各公共交通機関の機能・役割に応じた地域公共交通ネットワークの形成を目指す	①拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通ネットワークの形成	北谷町コミュニティバス1日平均利用者数（平日・土曜日）	毎日63人/日 (平・土67人/日) (見込み)	67人/日	80人/日
		北谷町コミュニティバス収支率	8.3% (見込み)	11.2%	20%以上
		北谷町コミュニティバス行政負担額	3,042万円 (見込み)	2,930万円	現状維持
		北谷町コミュニティバスに対する認知度 ※1	50.6%	61.2%	75%
		北谷町コミュニティバス利用者満足度 ※2	65.7%	59.8%	80%
	②広域アクセスの強化	路線バス利用者満足度 ※3	34.1%	22.8%	40%
2 各公共交通機関との相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指す	③利用しやすい公共交通環境の整備	バス同士の乗り継ぎのしやすさ満足度 ※4	28.7%	17.0%	35%
		待合環境整備箇所数 ※5	—	0箇所	3箇所
	④分かりやすい公共交通情報の提供	路線バスの運行情報案内等の認知度 ※6	45.4%	52.5%	50%
		利用促進活動件数 ※7	—	5回	5回以上
3 様々な団体等との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す	⑤地域全体で支える公共交通の構築	乗り方教室実施回数 ※8	—	2回	延6回
		広報誌への掲載回数 ※9	—	8回	延5回

- ※1 町民アンケート調査による北谷町コミュニティバスの認知度で、「知っている」の割合を年に5%のペースで向上
- ※2 北谷町コミュニティバス登録者アンケート調査による予約方法、運行時間帯、定時性、運賃の合計で「満足」＋「やや満足」の割合を年に3%のペースで向上
- ※3 町民アンケート調査による路線バスの運行サービス満足度（利用者）のうち、各項目における「満足」＋「やや満足」の割合を年に1%のペースで向上
- ※4 町民アンケート調査による路線バスの運行サービス満足度（利用者）のうち、バス同士の乗り継ぎのしやすさにおける「満足」＋「やや満足」の割合を年に1%のペースで向上
- ※5 路線バスと北谷町コミュニティバスと接続するバス停等
- ※6 町民アンケート調査による路線バスの運行内容や運行情報案内等の認知度で、自宅周辺のバス停位置や最寄りバス停の行き先・時刻、バス時刻検索方法、接近情報、乗り方で「知っている」の合算の割合を年に1%のペースで向上
- ※7 イベント等の利用促進活動
- ※8 乗り方教室について町内小中学校（6校）を対象に全校各1回実施
- ※9 広報誌を令和5年度から年1回のペースで、延べ5回実施

6 計画の目標及び実施事業

（１）計画の目標

「地域公共交通の構築に係る基本的な方針」において掲げた３つの基本的な方針を実現するため、達成すべき計画の目標を下記のとおり定める。

【地域公共交通の基本的な方針】

【計画の目標】

基本方針①

：広域アクセスに配慮しつつ、各公共交通機関の機能・役割に応じた地域公共交通ネットワークの形成を目指す

目標①

：拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通ネットワークの形成

北谷町コミュニティバス、地域内公共交通及びタクシーとの組合せにより、拠点間及び地域間の連携強化を目指す。

目標②

：広域アクセスの強化

那覇方面や近隣自治体へのアクセス強化のため、路線バスや空港リムジンバス、北谷エアポートエクスプレスの利便性向上により、北谷町と町外を結ぶ広域交通網の利用促進を目指す。

基本方針②

：各公共交通機関との相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指す

目標③

：利用しやすい公共交通環境の整備

各公共交通機関同士の連携に資するよう、交通結節点での乗継環境の向上を目指す。

また、誰もが安心・安全に移動できる環境の創出を目指す。

目標④

：分かりやすい公共交通運行情報の提供

町民や、来訪者、観光客などに分かりやすい公共交通に係る情報提供の充実により、利用しやすい環境づくりを目指す。

また、新たな技術革新の動向を見据えつつ、シームレスな移動環境を目指す。

基本方針③

：様々な団体等との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す

目標⑤

：地域全体で支える公共交通の構築

多様な主体との連携により、公共交通の維持・確保に関する町民意識の醸成や、路線バス・タクシーのサービスを維持する上で必要不可欠な新たな人材の確保を目指す。

また、これら上記の目標を達成するため、持続可能な仕組みづくりの構築を目指す。

(2) 実施事業

5つの「計画の目標」の実現に向けて、下記のとおり事業を実施する。

基本方針	目標	事業		実施主体						実施時期(年度)					
				北谷町	国・沖縄県	交通事業者 路線バス 空港リムジンバス	タクシー	地域	近隣市町村	その他関係者	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
1 広域アクセスに配慮しつつ、各公共交通機関の機能・役割に応じた地域公共交通ネットワークの形成を目指す	①拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通ネットワークの形成	【1】北谷町コミュニティバスの再編	北谷町コミュニティバスの運行実施	○	△			△		実証	条件付き本格運行				
			運賃外収入の導入	○	△			△		検討	実施				
		【2】地域内の新たなモビリティの導入検討	△						○	検討・実施					
		【3】タクシーの利用促進	△				○			周知	検討・実施				
		【4】近隣市町村等との拠点間・地域間移動に係る連携	○	△	○				△	△	検討・実施				
	②広域アクセスの強化	【5】路線バスの利用促進及び維持	△	△	○				△		実施 補助金の活用				
【6】空港リムジンバス及び北谷エアポートエクスプレスの利用促進		△			○					実施					
2 各公共交通機関との相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指す	③利便性の高い公共交通環境整備	【7】まちづくり事業と連携した交通結節点の整備促進		○	△	△	△	△			検討・調整・実施				
		【8】バス利用における環境整備		○		○					検討・調整	順次整備			
		【9】北谷観光MaaS事業の推進		△	△				△	○	実施				
		【10】シェアサイクルやカーシェアリング等のサービス拡充		△						○	検討・実施				
	④分かりやすい公共交通情報の提供	【11】運行情報提供の充実	公共交通総合マップの作成・配布	○		△	△	△			検討・作成	周知PR			
			バスロケーションシステムの周知PR	○		△						実施			
		【12】観光施設・商業施設等との連携	おでかけモデルプランの作成	○		△				○	検討	周知PR			
			マップ等による情報提供や利用促進の実施	○		△				○	検討・実施				
	3 様々な団体等との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す	⑤地域全体で支える公共交通の構築	【13】新たな需要創出に向けた公共交通の利用啓発に関する取組みの実施	広報紙への掲載	○		△					実施			
				バスの乗り方教室の開催などイベントの実施	○		△				△	検討・実施			
【14】運転手の確保策の実施			△	△	○	○	○			検討・実施					
【15】進行管理・評価体制の強化			○	○	○	○	○	○		○	実施				

※実施主体…○：各実施事業を主に行う主体、△：実施事業を実施する上で連携協力・支援する主体

地域：町民、企業等 その他関係者：民間事業者、観光協会等関係団体

(3) 事業推進に向けた実施体制

前項で掲げた事業の円滑な推進に当たっては、地域公共交通を支える「町民」、「交通事業者」、「行政」の三者がそれぞれの役割を認識し、連携を強化しながら、持続可能な地域公共交通の確保に努める。

①町民（地域、民間企業等）

公共交通の利用者として、また将来に自らが利用者となる可能性があることを踏まえ、利用促進や移動手段の確保に関する取組への主体的な参画により、公共交通の持続可能性と利便性の向上に協力する。

- 積極的な公共交通利用及びその呼び掛け
- 利用促進の取組みへの参加
- 地域のニーズに関する情報提供、アンケート調査等への協力
- 地域主体による移動手段の確保の実施

②交通事業者

地域の公共交通を担う責任のもと、安全性の確保及び利便性と持続可能性の両立した公共交通サービスの維持・充実に努める。

- 安全で快適な公共交通サービスの提供
- 利用者や地域の意見を踏まえたサービスの改善
- 交通施策に対する専門的な知見の提供や提案
- 利用者へのきめ細やかな情報提供
- 停留所・車両をはじめとする交通関連施設等の整備推進

③行政

交通事業者や地域住民等の意向を調整し、地域公共交通の持続可能性の維持・確保、充実に向けて総合的な支援を行う。

- 地域、交通事業者その他関係団体との総合調整
- 公共交通に関する情報発信及び利用促進に関する意識の醸成
- 公共交通に関するアンケート調査等によるニーズ把握
- 地域主体の移動手段の確保に関する意欲の高い地域の支援
- 道路等の環境整備

(4) 実施事業の概要

実施事業について、目標ごとに事業の概要や実施主体を整理する。

なお、具体的な事業内容については、個別計画で検討する。

目標① 拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通ネットワークの形成

【事業1】北谷町コミュニティバスの再編

①事業概要

令和3年7月から路線定期型から区域運行（デマンド型）へ移行した北谷町コミュニティバスは、路線バスや地域内公共交通（美浜シャトルカート、ミハマシェアカート）等との役割分担を図りながら、導入車両や運行日の変更、基本運賃の値上げ、乗降場の拡充等の運行サービスの見直しを行い、令和5年度より実証運行から条件付き本格運行（評価に基づき目標値を下回る場合は廃止・代替案を検討）へ移行する。



また、持続可能な公共交通となるよう、車両のダウンサイジング等による運行経費の削減や民間企業からの協賛金等による運賃外収入の確保（車内外広告、バス停オーナー制度、企業版ふるさと納税等）についても検討・実施する。

北谷町コミュニティバスは、地域内公共交通として地域内の移動と交通不便地域の解消を担う役割であるため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」を活用し、財源の安定的な確保・維持を目指す。

②実施主体：北谷町 【連携・協力】：路線バス事業者、地域

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
北谷町コミュニティバスの運行実施	実証運行	→				
	条件付き本格運行※		→	→	→	→
	地域内フィーダー系統補助金の活用		→	→	→	→
運賃外収入の導入	検討	→				
	実施		→	→	→	→

※評価に基づき目標値を下回る場合は廃止・代替案を検討

■地域内フィーダー補助系統に係る概要

路線名	北谷町コミュニティバス
地区	北谷町内全域
事業許可区分	区域運行
運行態様	予約制・乗合
実施主体	北谷町（運行は運行事業者へ委託）
補助事業の活用	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）

【参考】地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援（補助率：1/2）。

（主な補助要件）

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者等による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人/1回以上であること
- ・経常赤字であること

【事業2】地域内の新たなモビリティの導入検討**①事業概要**

北谷町では、アメリカンビレッジ内で実証実験中の美浜シャトルカートや、西海岸地域を対象にしたミハマシェアカートが行われている。

これら実証実験の結果や利用ニーズを踏まえつつ、グリーンスローモビリティの活用や自動運転技術の導入の検討など、新たな技術を取り入れた移動手段との連携について推進し、地域内公共交通の導入を検討・実施する。

美浜シャトルカートについては、渋滞緩和や駐車場不足等を解決し、スムーズな観光の実現を目指すよう、観光MaaS事業との連携を図りながら、取組む。

②実施主体：その他関係者 **【連携・協力】：**北谷町

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
地域内の新たなモビリティの導入検討	検討・実施					
		→				

【事業3】タクシーの利用促進**①事業概要**

タクシーの利用促進に向けて、タクシー配車アプリ等、タクシー事業者が実施している利用促進策について、周知を行うとともに、他の利用促進策についてタクシー事業者と検討し、実施する。

②実施主体：タクシー事業者 **【連携・協力】：**北谷町

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
タクシーの利用促進	周知PR	→				
	利用促進策の検討・実施		→			

【事業4】近隣市町村等との拠点間・地域間移動に係る連携

①事業概要

沖縄アリーナや宜野湾コンベンションセンターへの移動等北谷町のみでは完結できない拠点間・地域間の移動において、近隣市町村や民間企業と連携し、町民及び来訪者が移動しやすい公共交通ネットワークの形成に向けた取組を行う。

②実施主体：北谷町、路線バス事業者 【連携・協力】：沖縄県、近隣市町村、その他関係者

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
拠点間・地域間の移動に関する取組	検討・実施					

目標② 広域アクセスの強化

【事業5】路線バスの利用促進及び維持

①事業概要

町の骨格を形成する路線バスは、那覇市や名護市など広域的な移動に対応した重要な公共交通として維持するよう、沖縄県で実施中の基幹バスシステムの導入（バスレーン（国道58号等）やバス車両・バス停のグレードアップ）、モビリティマネジメント（県内高校へのPR等）や啓発活動、時差出勤の取組等と連携を図りながら、利用促進に取組む。

また、那覇空港と名護バスターミナルを連絡し、広域性を有する名護西空港線については、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象となり、引き続き運行を維持できるよう、サービス水準を確保するとともに、沿線市町村、沖縄県及びバス事業者と連携し、広報活動や意識啓発などの利用促進に向けた取組を行う。

さらに、自家用車に頼り過ぎない生活スタイルを実現し、交通行動の変容を促すため、TDM施策（交通需要マネジメント）やMM（モビリティマネジメント）の取組みを推進するよう、町ホームページでのバス利用の情報提供など利用促進を展開する。

②実施主体：路線バス事業者 【連携・協力】：北谷町、沖縄県、近隣市町村

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
路線バスの利用促進	実施					
地域間幹線系統確保維持費補助金対象系統の維持	実施					

【参考】地域間幹線系統確保維持費国庫補助金とは

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援（補助率：1/2）。

（主な補助要件）

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
- ・経常赤字が見込まれること



■路線バス事業に係る概要

系統番号	路線名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
20	名護西空港線	那覇空港	浦添市・北谷町他	名護バスターミナル	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通・沖縄バス	補助対象
120	名護西線	那覇バスターミナル	浦添市・北谷町他	名護バスターミナル	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通・沖縄バス	補助対象
28	読谷（楚辺）線	那覇バスターミナル	浦添市・北谷町他	読谷バスターミナル	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通・沖縄バス	なし
29	読谷（喜納）線	那覇バスターミナル	浦添市・北谷町他	読谷バスターミナル	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通・沖縄バス	なし
43	北谷線	那覇バスターミナル	浦添市・宜野湾市	北谷町役場	4条乗合	路線定期運行	沖縄バス	なし
62	中部線	読谷バスターミナル	嘉手納町	砂辺	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通	なし
63	謝苺線	那覇バスターミナル	北谷町・沖縄市他	具志川バスターミナル	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通	なし
75	石川北谷線	東山駐車場	沖縄市・うるま市	老人福祉センター前	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通	なし
96	北谷～イオンモール線	北谷町役場	北中城村	イオンモール沖縄ライカム	4条乗合	路線定期運行	沖縄バス	なし
112	国体道路線	那覇バスターミナル	浦添市・北谷町他	具志川バスターミナル	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通	なし
228	読谷おもろまち線	おもろまち駅前広場	浦添市・北谷町他	読谷バスターミナル	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通・沖縄バス	なし
263	謝苺おもろまち線	おもろまち駅前広場	浦添市・北谷町他	具志川バスターミナル	4条乗合	路線定期運行	琉球バス交通	なし

【事業6】空港リムジンバス及び北谷エアポートエクスプレスの利用促進

①事業概要

空港リムジンバス及び北谷エアポートエクスプレスは、那覇空港とホテルや北谷トランジットセンター（うみんちゅワーフ）を連絡し、観光客にとって重要な公共交通であるため、町ホームページでのバス利用の情報提供など利用促進を展開する。

②実施主体：路線バス事業者 【連携・協力】：北谷町、近隣市町村

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
空港リムジンバス・北谷エアポートエクスプレスの利用促進	実施					

目標③ 利用しやすい公共交通環境の整備

【事業7】まちづくり事業と連携した交通結節点の整備促進

①事業概要

美浜駐車場とキャンプ桑江南側地区については、まちづくり事業との進捗に合わせながら、乗り場での行先表示の情報提供の改善や、各公共交通機関の乗り継ぎ案内、待合空間の整備について充実を図るとともに、路線バス等の再編について検討する。さらに、交通結節点の機能の一つとして、自動車から公共交通への転換を促進し、交通渋滞の緩和に資するよう、パークアンドライドについても検討する。

また、「北谷町都市計画マスタープラン」の都市交通体系の方針である「歩行者が安全かつ安心して歩くことができる優しい都市空間の形成（ウォーカブルなまちなかの形成）」の推進を図り、町民及び来訪者が歩いて楽しいまちづくりについて検討する。

②実施主体：北谷町

【連携・協力】：国・沖縄県、路線バス事業者、空港リムジンバス事業者、タクシー事業者

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
交通結節点の整備促進	整備内容検討・調整、実施（順次）					

【事業8】バス利用における環境整備

①事業概要

路線バスと北谷町コミュニティバスが接続するバス停（伊平バス停、桑江バス停、団地入口バス停）については、優先順位を付けながら行政・バス事業者・地域（民間企業など）と連携・協働により計画的に待合環境の整備を進める。

また、商業施設や医療機関、公共施設（ちゃたんニライセンター等）など利用が多いバス停など、北谷町コミュニティバスのバス停から順次整備を進める。

②実施主体：北谷町、路線バス事業者

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
バス停の待合環境の整備	整備箇所検討・調整					
	順次整備					

【事業9】北谷観光MaaS事業の推進

①事業概要

沖縄県内の渋滞緩和や駐車場不足などを解決し、スムーズな観光の実現を目指すため、北谷エアポートエクスプレスや美浜エリアを回る自動運転カートなど公共交通の利用・連携した北谷観光MaaS事業の実証実験を行っており、沖縄県で実施中の「沖縄MaaS」と連携を図りながら、本事業の取組を推進する。



出典：国土交通省ホームページ

【参考】沖縄MaaSとは

沖縄 MaaS とは、沖縄県内のモノレール・バス・フェリーなどの交通手段や観光施設、商業施設などの様々なチケットをスマホひとつで購入できるサービス。

※MaaS とは Mobility as a Service の略で、今まで個別に行っていた公共交通期間の経路検索や予約・支払いなどを一つのサービスとして統合する新しい交通システム概念。



出典：沖縄 MaaS ホームページ

②実施主体：北谷観光MaaS 共同事業体

【連携・協力】：北谷町、国・沖縄県、地域

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
北谷観光MaaS事業の推進	実施					

【事業10】シェアサイクルやカーシェアリング等のサービス拡充

①事業概要

公共交通を補完し、CO₂削減など環境負荷の軽減を図るため、シェアサイクルやレンタサイクル、カーシェアリングなどについて、サイクルポートの増設やサービスの拡充などについて、民間事業者と連携を図りながら、取組む。

②実施主体：その他関係者

【連携・協力】：北谷町

③実施時期



出典：HELLO CYCLING ホームページ

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
シェアサイクルのサービス拡充	検討・実施					

目標④ 分かりやすい公共交通情報の提供

【事業 11】運行情報提供の充実

①事業概要

路線バスや北谷町コミュニティバス等の運行情報案内はバス事業者、町役場等のホームページや、インターネット上の経路検索等の情報サイトなどへ乗換案内・時刻表・運行情報を提供している。

町民や観光客へ町内の公共交通の運行内容を分かりやすく伝え、利用促進を図るため、各公共交通機関のダイヤ、運賃などを網羅的に掲載した「公共交通総合マップ」を作成し、配布する。

また、バス事業者等で実施中の「バスロケーションシステム」について広報誌等を活用し、周知する。

②実施主体：北谷町

【連携・協力】：路線バス事業者、空港リムジンバス事業者、タクシー事業者

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
公共交通総合マップの作成・配布	情報検討、作成・配布	→				
	周知PR（継続実施）			→	→	→
バスロケーションシステムの周知PR	実施	→	→	→	→	→

【事業 12】観光施設・商業施設等との連携

①事業概要

北谷町は多くの観光客が訪れる観光リゾート地であり、観光客がストレスなく快適な移動環境の充実が求められている中で、まちづくりイベントと連携した公共交通利用の付加価値創出を図るため、公共交通を利用した「おでかけモデルプラン」を作成し、町ホームページへの掲載などにより需要の掘り起こしを図る。

また、観光協会や商工会などと連携し、マップ等による情報提供や利用促進策を展開するとともに、北谷町と沖縄警察署で覚書を締結している運転免許自主返納者への支援措置について、広報活動の周知PRを積極的に行うなど、協力・連携する。

②実施主体：北谷町、その他関係者 【連携・協力】：路線バス事業者

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
おでかけモデルプランの作成	プラン検討・作成	→				
	周知PR		→	→	→	→
マップ等による情報提供や利用促進の実施	検討・実施	→	→	→	→	→

目標⑤ 地域全体で支える公共交通の構築

【事業 13】新たな需要創出に向けた公共交通の利用啓発に関する取組みの実施

①事業概要

町の公共交通の現状に対する理解を深め、町民意識の醸成を図り、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を促すため、広報誌等を活用し、北谷町コミュニティバスの利用実態や取組み内容などを発信する。

また、小学生などを対象としたバスの乗り方教室の開催など、公共交通の利用促進と、町民意識の醸成を目的とした事業について検討・実施する。

②実施主体：北谷町 【連携・協力】：路線バス事業者、その他関係者

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
広報誌への掲載	実施					
バスの乗り方教室の開催などイベントの実施	検討・実施					

【事業 14】運転手の確保の実施

①事業概要

バス・タクシー運転手の高齢化や不足が指摘されており、バス・タクシーのサービスを確保する上で運転手の確保は必要不可欠である。

バス・タクシー事業者では、ホームページなどで運転手の求人を継続的に求めているものの、運転手確保に苦慮している状況のため、「合同就職面接・企業説明会」、バスやタクシー運転手に特化した就職イベントの開催など、協力・実施を検討する。

②実施主体：路線バス事業者、空港リムジンバス事業者、タクシー事業者

【連携・協力】：北谷町、国・沖縄県、近隣市町村

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
運転手の確保策の実施	検討・実施					

【事業 15】進行管理・評価体制の強化

①事業概要

5つの計画の目標を達成するためには、町民（地域）、交通事業者、行政といった多様な主体が連携しながら、事業実施状況や目標達成度を評価し、PDCAサイクルの仕組みにより、着実に取り組むことが重要である。

地域が自らデザインする地域の交通の実現に向けて、「北谷町地域公共交通活性化協議会」において、PDCAサイクルの進行管理を着実に実施できるよう取り組む。

②**実施主体**：北谷町、国・沖縄県、交通事業者、地域、その他関係者

③**実施時期**

事業	実施項目	実施時期（年度）				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
進行管理・評価体制の強化	実施					
						

(5) 計画目標の達成状況を評価するための評価指標

実施事業の実施により、計画の目標の達成状況を評価するため、各目標に対し、以下のように評価指標を設定する。

基本的な方針	計画の目標	評価指標	現状値	目標値 (令和9年度)	備考
1 広域アクセスに配慮しつつ、各公共交通機関の機能・役割に応じた地域公共交通ネットワークの形成を目指す	①拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通ネットワークの形成	北谷町コミュニティバス1日平均利用者数 (平日・土曜日)	毎日 63人/日 (平・土 67人/日) (見込み)	80人/日	
		北谷町コミュニティバス収支率	8.3% (見込み)	20%以上	
		北谷町コミュニティバス行政負担額	3,042万円 (見込み)	現状維持	
		北谷町コミュニティバスに対する認知度	50.6%	75%	※1
		北谷町コミュニティバス利用者満足度	65.7%	80%	※2
	②広域アクセスの強化	路線バス利用者満足度	34.1%	40%	※3
2 各公共交通機関との相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指す	③利用しやすい公共交通環境の整備	バス同士の乗り継ぎのしやすさ満足度	28.7%	35%	※4
		待合環境整備箇所数	—	3箇所	※5
	④分かりやすい公共交通情報の提供	路線バスの運行情報案内等の認知度	45.4%	50%	※6
		利用促進活動件数	—	5回以上	※7
3 様々な団体等との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す	⑤地域全体で支える公共交通の構築	乗り方教室実施回数	—	延6回	※8
		広報誌への掲載回数	—	延5回	※9

- ※1 町民アンケート調査による北谷町コミュニティバスの認知度で、「知っている」の割合を年に5%のペースで向上
- ※2 北谷町コミュニティバス登録者アンケート調査による予約方法、運行時間帯、定時性、運賃の合計で「満足」＋「やや満足」の割合を年に3%のペースで向上
- ※3 町民アンケート調査による路線バスの運行サービス満足度（利用者）のうち、各項目における「満足」＋「やや満足」の割合を年に1%のペースで向上
- ※4 町民アンケート調査による路線バスの運行サービス満足度（利用者）のうち、バス同士の乗り継ぎのしやすさにおける「満足」＋「やや満足」の割合を年に1%のペースで向上
- ※5 路線バスと北谷町コミュニティバスと接続するバス停等
- ※6 町民アンケート調査による路線バスの運行内容や運行情報案内等の認知度で、自宅周辺のバス停位置や最寄りバス停の行き先・時刻、バス時刻検索方法、接近情報、乗り方で「知っている」の合算の割合を年に1%のペースで向上
- ※7 イベント等の利用促進活動
- ※8 乗り方教室について町内小中学校（6校）を対象に全校各1回実施
- ※9 広報誌を令和5年度から年1回のペースで、延べ5回実施

「交通空白」解消に向けた取組について

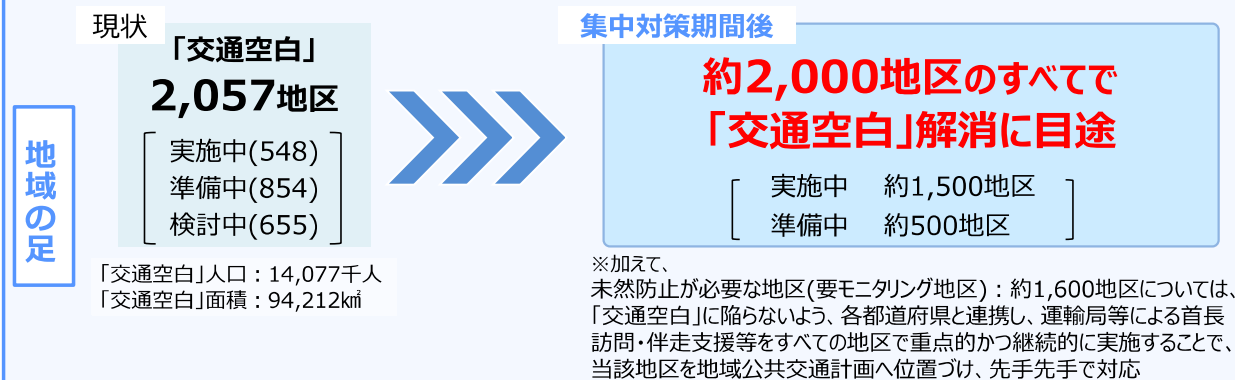
内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室

「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針2025(概要) 国土交通省

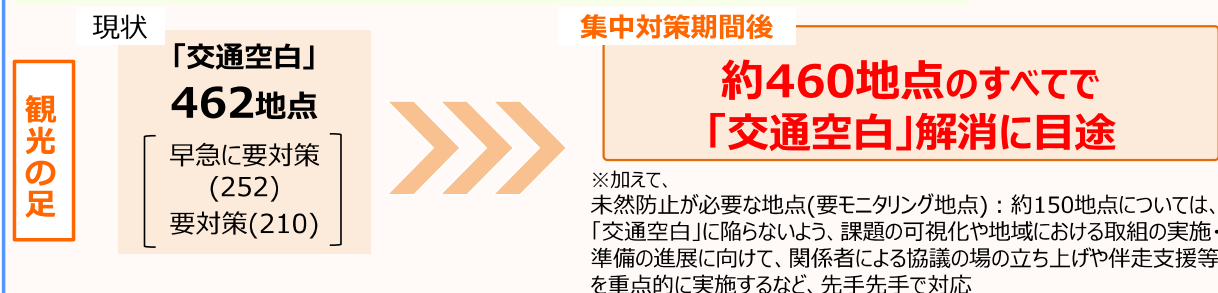
「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針

集中対策期間（令和7～9年度）において、全国の「交通空白」解消に早急に取り組むとともに、集中対策期間後も見据え、加速する人口減少・高齢化への対応やインバウンドの地方誘客に向け、今後発生する「交通空白」への対応のほか、「交通空白」を発生させない先手先手の対応に向け、自治体等における「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを推進する。

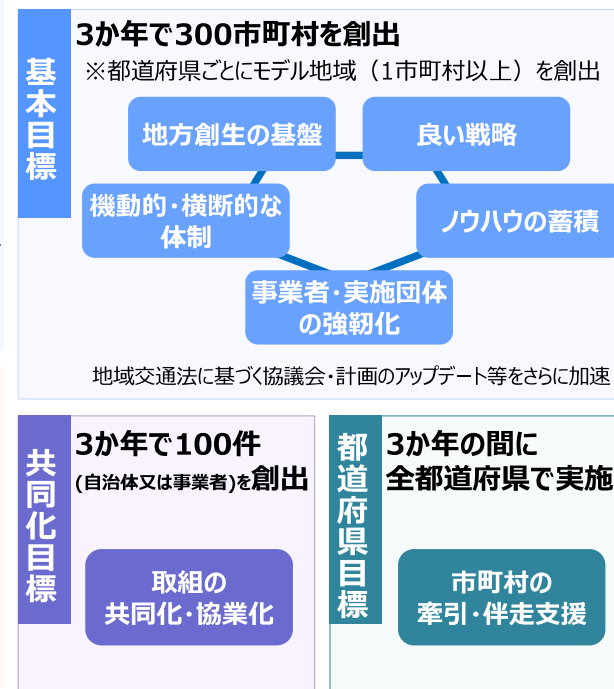
(1) 目の前の「交通空白」への対応



「地域の足」×「観光の足」の総合的な確保（ハイブリッド化）も推進



(2) 「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり



国による総合的な後押し

地方運輸局等による
首長訪問・事業者との
橋渡し・伴走支援

制度・事例等に係る
情報・知見の提供
ガイダンス、ポータルサイト、カタログ

実証・実装等に向けた
十分な財政支援

「交通空白」解消・官民
連携プラットフォーム
民間の技術・サービス、マッチング・
交流の場、パイロット・プロジェクト

新たな制度的枠組み
の構築
共同化・協業化、自治体の体制強化、
観光の足とのハイブリッド化 等

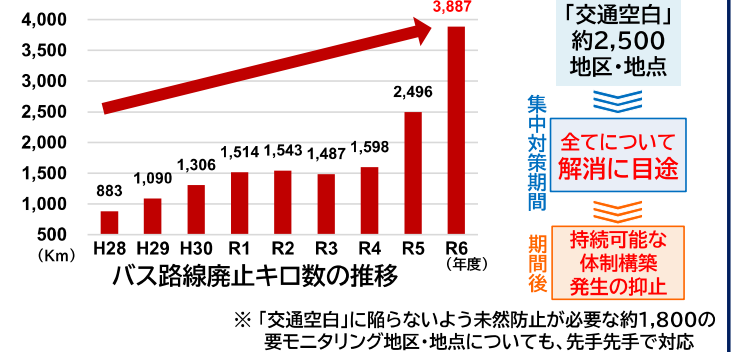
【参考】「交通空白」地区と要モニタリング地区の考え方について

「交通空白」地区と要モニタリング地区の考え方

ステータス		定義	ステータスの考え方	取組状況の回答	想定スケジュールの回答
「交通空白」地区	実施中	✓ 誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらいなど地域交通に係るお困りごとを抱える地域（必ずしも、地理的、空間的な「交通空白」に限らない。）	✓ 既に取り組に着手している地区 ※R8年2月末時点で、実証運行を実施している、もしくは実施していた場合も含む	✓ 実施中	—
	準備中	✓ 「交通空白」に関して、自治体や地域住民等がその解消に向けてなんらかの対応が必要と認識しているもの（課題認識はあるが、空白解消の手段が未定・検討中のものも含む）	✓ 今後の取組の対応方針が決定している地区 （導入ツールが決まっている） ※計画に位置づけがないものも含む	✓ 準備中	✓ 速やかに対応（今後1年以内） ✓ 集中対策期間内に対応（R9年度末まで） ✓ 対応時期未定
	今後検討		✓ 今後の取組の対応方針が未確定（導入ツールが決まっていない） ✓ R9年までに対応する予定の地区		✓ 速やかに対応（今後1年以内） ✓ 集中対策期間内に対応（R9年度末まで）
要モニタリング地区		✓ 喫緊の対応まで必要とはされていないものの、地域交通に係るお困りごとの発生の未然防止に向けた対応が求められる地区	✓ 今後の取組の対応方針が未確定（導入ツールが決まっていない） ✓ 対応時期も未確定である地区	✓ 今後検討	✓ 対応時期未定

背景・必要性

- 地域公共交通は、地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤であるが、急速な人口減少・少子高齢化により、**運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少**する一方で、**免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大**。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、外出・通院機会の減少による**健康面への悪影響**や、現役世代による子どもや高齢者の**送迎負担の増大**等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性。
- 地域公共交通の**司令塔役である地方公共団体**も、特に中小規模の市町村では、**人材・ノウハウが不足**。
- このため、**輸送資源のフル活用、共同化・協業化**等により、集中対策期間(令和7～9年度)での「交通空白」の解消・将来的な発生抑制、ひいては持続可能な地域公共交通の実現を図る必要。



法案の概要

1. 地域旅客運送サービスの持続可能性確保

- バス、タクシー、公共ライドシェアに係る「交通空白」等について**地域の輸送資源をフル活用して解消**するため、運転者や車両等に関して運送主体とは**別の交通事業者や施設送迎提供者から協力が得られるよう地方公共団体があつせん等**することで、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供する事業を創設。【自動車地域旅客運送サービス再構築事業】
- 市町村が協力・連携を図るべき地域の関係者として、**学校、病院、福祉施設、商業施設等の利用者の送迎サービスを行う者を追加**し、上記の事業実施への協力に係る努力義務を規定。【施設利用者用運送サービス提供者】
- 船舶検査に伴う運航の休止・減便により日常生活等へ影響が生じることを回避するため、**他の事業者から、代替運航や船舶の貸渡しの協力を得て運航の確保を図る事業**を創設。【海上運送利便確保事業】



複数による車両・車庫の共有
(広島県広島市)



輸送資源のフル活用
(岐阜県白川町)



離島航路に就航する船舶
(山口県防府市)

2. 連携促進団体の活動推進

- 交通事業者以外の様々な企業・団体も、地域交通の課題解決に全国各地で取り組んでおり、多様な知見を蓄積しながら、市町村や交通事業者、地域交通を利用する住民等の間の調整役として重要な役割を果たしつつある。
- このため、**地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う企業・団体**について、**法定協議会への参加促進、地域公共交通計画の提案権を措置**し、より一層の活動を推進、人材・ノウハウの活用を図る。【連携促進団体】



3. モビリティデータの利活用

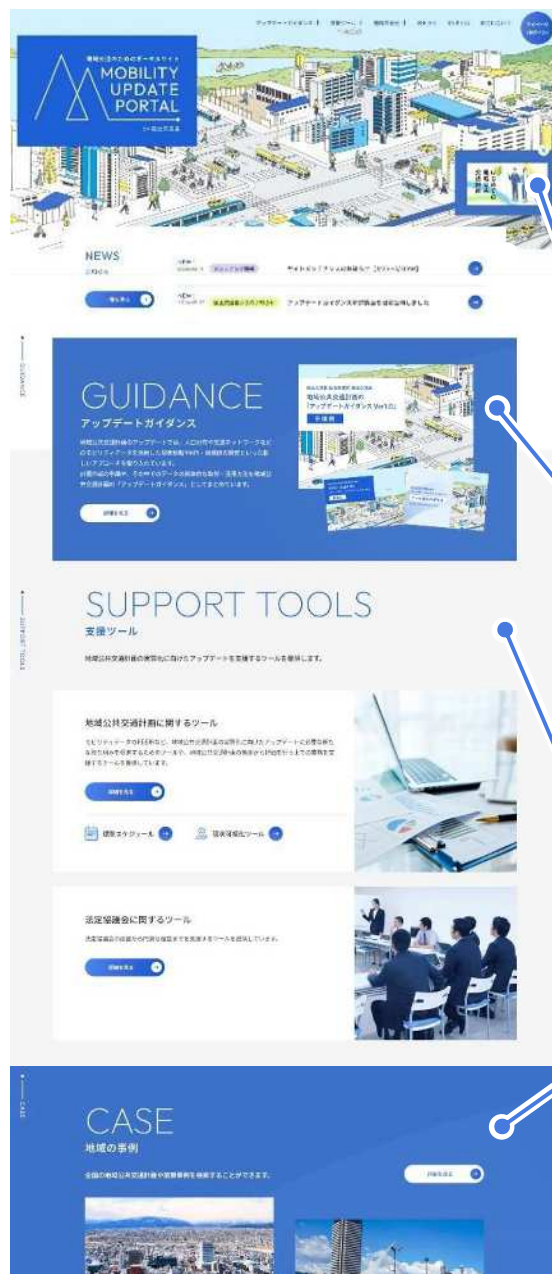
- 鉄道事業再構築事業や創設する自動車地域旅客運送サービス再構築事業、地域公共交通利便増進事業等の地方公共団体が主導して事業実施計画を作成することが必要な事業については、地方公共団体が行う事業実施計画作成時の**情報提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除き、交通事業者等は要請に応じなければならない**こととし、事業実施を促進。

4. その他

- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係る(独)鉄道・運輸機構による**出融資**を措置。<予算>
- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる**特例を追加**するなど、所要の改正を実施。

【施行期日】

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日



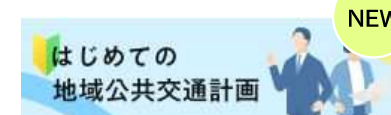
【MOBILITY UPDATE PORTAL】とは

「交通空白」解消に向け、モビリティデータの利活用など新たなアプローチを取り入れながら、地域の多様な関係者が連携・協働して地域交通の再構築(リ・デザイン)を進め、その利便性・生産性・持続性を高めるための様々な支援ツールや情報を提供します。



はじめての地域公共交通計画／用語集

はじめて地域交通に携わる方向けに、行政や地域公共交通計画の役割、計画策定の流れ、サイトの歩き方(活用方法)を解説



アップデートガイダンス

手順書

地域公共交通計画をアップデートするための手順書



データ活用の手引き

手順書で紹介するモビリティデータの取得・分析方法を解説



支援ツール(一部抜粋)

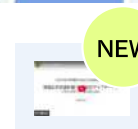
現状可視化ツール

オープンデータを活用して地域の現状を地図上に可視化することにより、「計画の枠組みの検討」や簡易な「現状診断」への活用が可能



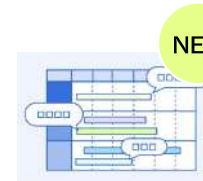
ガイダンス解説動画*

地域公共交通研修(国交大)のガイダンス解説講座を動画形式にて提供



スケジュール管理*

標準スケジュールをもとに、計画策定プロセスや実務的な調整等の業務、マイルストーンを管理



自己評価シート

施策実施／計画達成の状況を効率よく確認するための進捗管理に特化した様式



地域の事例

地域公共交通計画を閲覧する

全国の地域公共交通計画から、地域課題等でフィルタリングすることにより、同じ課題を抱える地域の計画を検索



施策事例を調べる

目的にあった施策事例をキーワード(タグ)選択により、効率よく検索・参照



回答①

- 地 区 名：東部地域
- 課 題：路線バス(4条乗合による路線運行)の停留所、鉄道駅までのアクセスが難しい、又は運行本数が少なく使いづらい
当該地区は、起伏に富んだ地域で、戦後に密集した集落が形成されたことから生活道路が狭隘となっている。また、路線バスの停留所がほとんどなく、さらに地形上、高齢者等が停留所までアクセスすることが難しくなっている。
- お困りごと：生活必需サービス（買物・通院・介護）における移動手段；通学の移動手段；通勤における移動手段；習い事・クラブ活動時の移動手段；文化・娯楽施設への移動手段
当該地区では、近隣にスーパーや医療機関がなく、生活必需サービスである買物や通院に際して移動手段の確保が課題となっている。特に、路線バスがほとんど通らないことから、自家用車を持たない高齢者等が自身で移動する場合、移動手段はコミュニティバスやタクシーに限られ、日常生活に必要なサービスを安定して利用することが困難な状況である。
- ステータス：「交通空白」地区（実施中）

回答②

- 地 区 名：西部地域
- 課 題：路線バス(4条乗合による路線運行)の停留所、鉄道駅までのアクセスが難しい、又は運行本数が少なく使いづらい
当該地区では、住宅地が広い範囲に分散していることに加え、住宅地内の道路幅が狭い箇所が多く、路線バスの運行が物理的に困難な場所が存在している。
- お困りごと：生活必需サービス（買物・通院・介護）における移動手段；通学の移動手段；通勤における移動手段；習い事・クラブ活動時の移動手段；文化・娯楽施設への移動手段
当該地区では、近隣にスーパーや医療機関がなく、生活必需サービスである買物や通院に際して移動手段の確保が課題となっている。そのため、自家用車を持たない高齢者等が自身で移動する場合、距離の離れたバス停まで徒歩で移動するか、コミュニティバスに限られ、日常生活に必要なサービスを安定して利用することが困難な状況である。
- ステータス：「交通空白」地区（実施中）

市町村
選択

圈域距離

選択データ

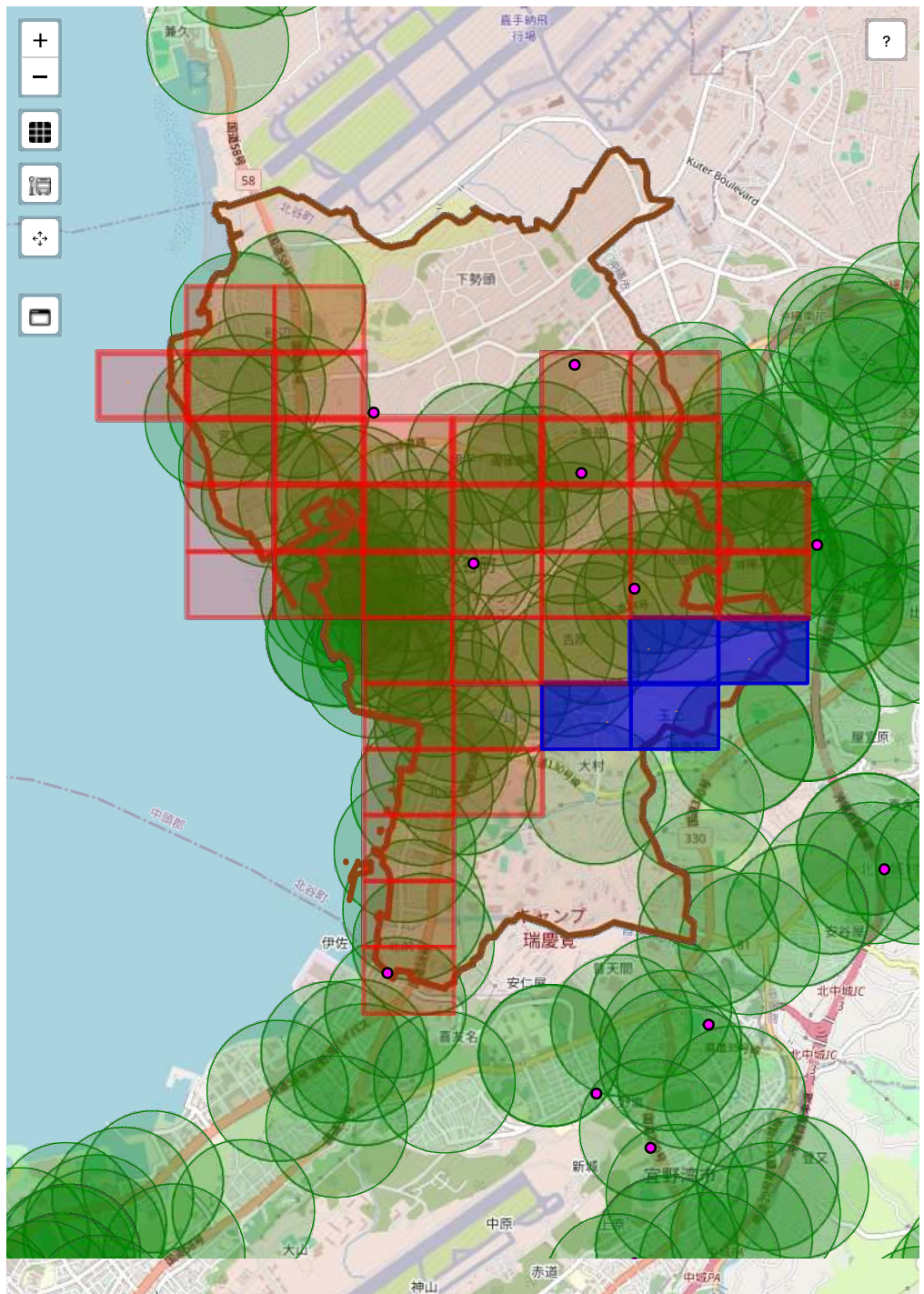
交通空白メッシュ

廃止バス停

メッシュコード ▲	人口(人) ▲	面積(km ²)
合計	950	1
392736723	178	
392736724	25	
392736721	305	
392736712	442	

エクスポート

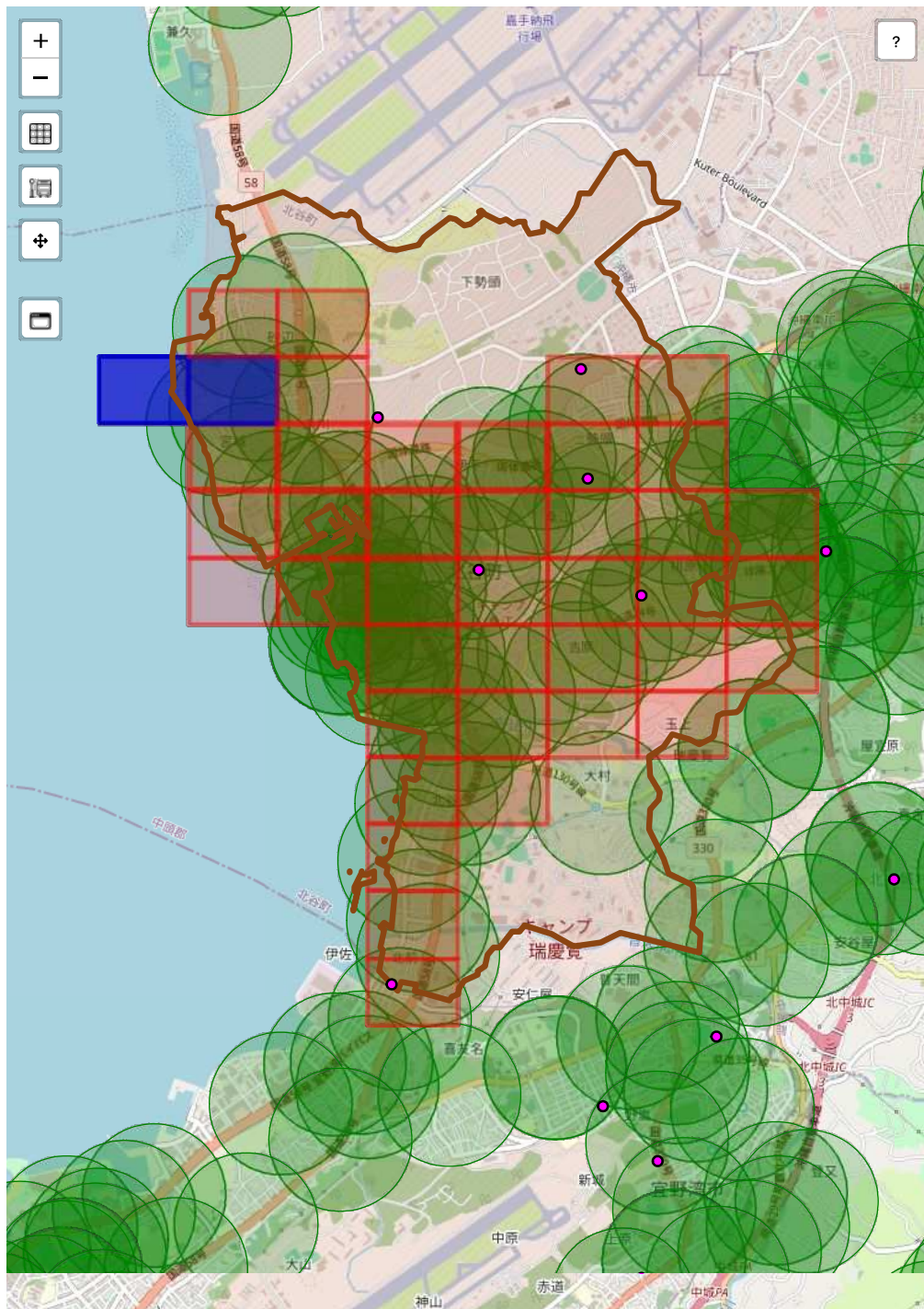
インポート



-  鉄道駅圏域
-  バス停圏域
-  タクシー営業所
-  行政区域境界
-  居住地500mメッシュ

交通空白メッシュ 廃止バス停

インポート



-  鉄道駅圏域
-  バス停圏域
-  タクシー営業所
-  行政区域境界
-  居住地500mメッシュ

地域内フィーダー系統補助について

内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

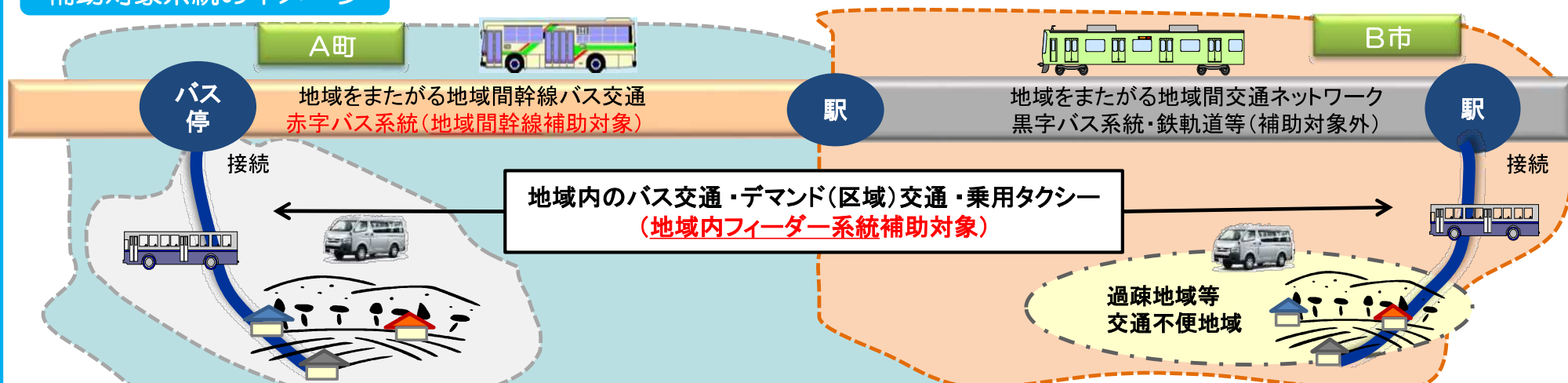


○ 補助率 1/2以内

○ 主な補助要件

- 市町村等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※)、
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- 補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- 路線定期運行の場合、輸送量が2人/1運行(往復)以上であること
- 経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



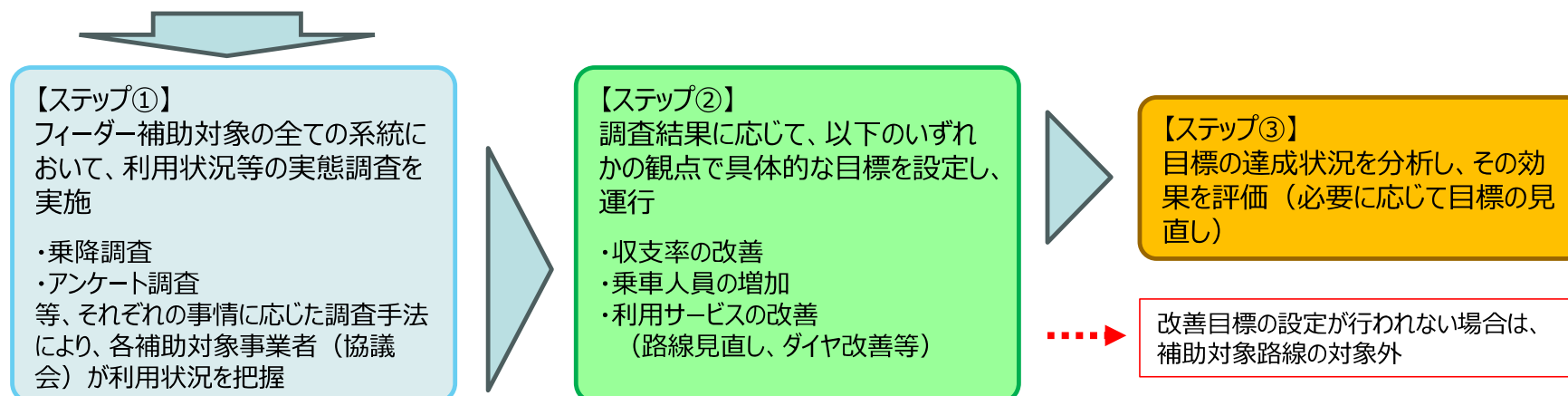
※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

地域内フィーダー系統補助における利用状況改善の取組み

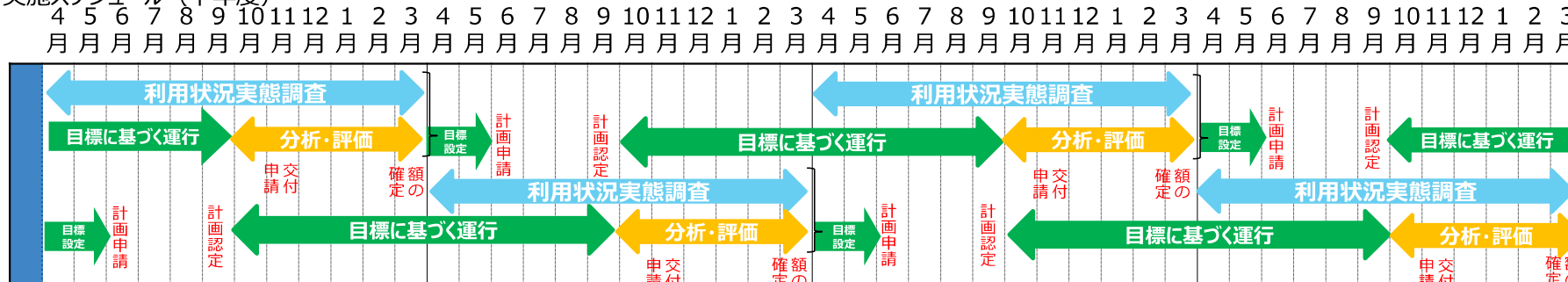
新たにフィーダー系統に係る点検見直しを導入
 点検・見直し等を経て、**利用状況の改善に向けた目標設定と評価分析のサイクルを確立する**



○実施スケジュール（初年度）



○実施スケジュール（平年度）

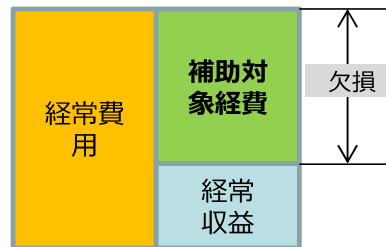


地域内観光フィーダー系統補助金の概要

オーバーツーリズム、「交通空白」などの課題解決を通した“持続可能な観光”の更なる推進に向けて、生活交通に加え、観光の主要交通結節点等における二次交通としての役割が期待される地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- **補助対象事業者**
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- **補助率** 1 / 2 以内

○ 主な補助要件

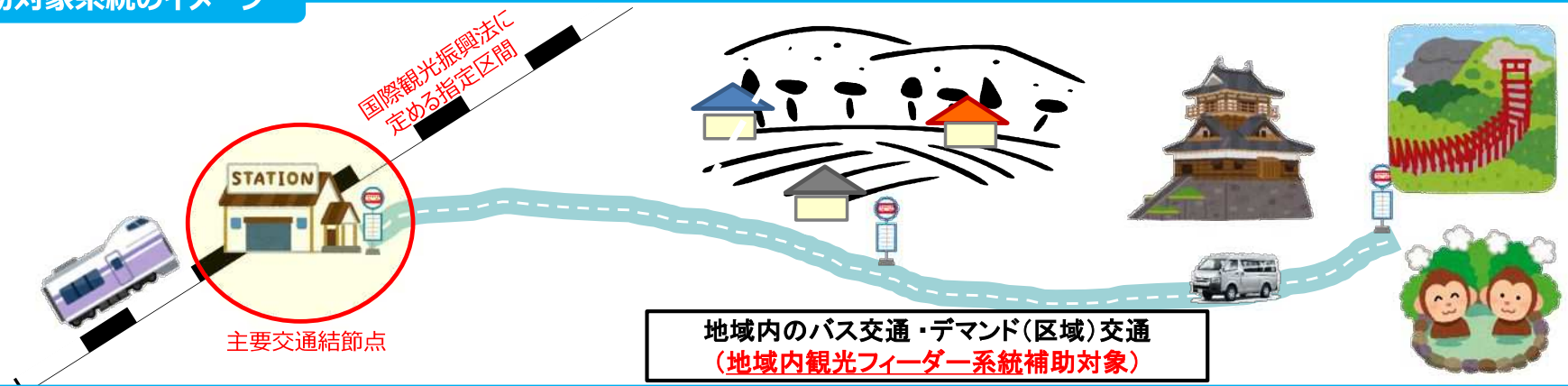
市町村等が定めた地域公共交通計画に、**地域住民の生活交通に加えて観光需要に対応する二次交通として**位置付けられた系統であり、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- ・国土交通省がリストアップする主要交通結節点及び国際観光振興法に定める指定区間（注）のいずれにも接続する系統であること
- ・多言語表記への対応等、受入環境に係る利便増進措置を実施すること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人／1運行（往復）以上であること
- ・経常赤字であること

※地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統補助との重複受給は認めない

（注）外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要な、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間

補助対象系統のイメージ



従前の地域内フィーダー系統補助との相違点

地域内フィーダー系統

地域公共交通計画への位置づけ

- サバイバル事業による運行の確保・維持が必要として位置づけ

運送主体

- 一般乗合、公共ライドシェア等

接続性要件

- 補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統

新規性要件

- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるもの

その他の要件

- 路線定期運行の場合、輸送量が2人/1運行（往復）以上
- 経常赤字

観光フィーダー系統

地域公共交通計画への位置づけ

- 地域住民の生活交通に加えて観光需要に対応する二次交通として位置づけ

運送主体

- 一般乗合、公共ライドシェア等 ※タクシー低廉化は措置しない

接続性要件

- 国土交通省がリストアップする主要交通結節点及び国際観光振興法に定める指定区間のどちらにも接続する観光フィーダー系統

新規性要件

- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるもの ※地域内フィーダーからの移行は新規性ありとみなし

その他の要件

- 路線定期運行の場合、輸送量が2人/1運行（往復）以上
- 経常赤字
- 多言語表記への対応等、受入環境に係る利便増進措置を実施

地域公共交通確保維持改善事業に関する 事業評価について

内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室

目的

協議会等が地域公共交通確保維持改善事業について支援を受けた事業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする。

評価項目

①事業実施の適切性、②目標・効果の達成状況、③事業の今後の改善点

※調査事業等については、調査事業が適切に実施され、計画策定につながるものとなっているか、計画策定に向けた方針。

手続きフロー

(1)自己評価の実施、公表

○補助事業者において、毎年度事業評価（自己評価）を実施。

※補助事業者が協議会である場合は、自己評価について協議会に諮るものとする。

○自己評価結果については、1月末までに地方運輸局等に報告するとともに、公表。

(2)二次評価の実施

○地方運輸局等において、二次評価を実施。（隔年実施）

○二次評価の実施に当たっては、学識経験者等から構成される第三者評価委員会を設置して行う。

○2月末までに、二次評価の結果を含む事業評価結果を国土交通本省に提出。

○あわせて、補助事業者に対して、評価結果を通知するとともに、必要に応じて、計画や事業内容等の見直し等を促す。

(3)評価を踏まえた改善

○補助事業者は、評価結果を踏まえて、必要に応じて計画又は事業に反映させ、改善を図る。

○構成員

①内閣府沖縄総合事務局運輸部長 ※会長

②国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進官

③学識経験者

- | | |
|------------------|-------|
| ・琉球大学工学部教授 | 神谷 大介 |
| ・琉球大学医学部准教授 | 當山 裕子 |
| ・琉球大学国際地域創造学部准教授 | 山田 健太 |
| ・琉球大学工学部助教 | 野原 康弘 |

○北谷町地域公共交通会議設置要綱

平成 27 年 7 月 27 日

訓令第 43 号

改正 令和元年 12 月 10 日訓令第 25 号

令和 3 年 3 月 24 日訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 北谷町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 活性化法第 5 条に規定する地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者で構成し、町長が任命又は委嘱する。

- (1) 北谷町長が職員のうちから指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 北谷町を管轄する警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (10) 北谷町民又は利用者の代表

(11) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 委員は、やむを得ない事由のため交通会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出て、自らが所属する団体又は機関の者を代理人として出席させることができる。
5 会長が必要と認めるときは、委員に書面による賛否を求め、交通会議の議決に代えることができる。
6 交通会議は、原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。
(関係者の出席)

第7条 交通会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 交通会議に、専門的事項を調査研究するため必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
4 部会長は、部会の事務を総理する。
5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年北谷町条例第17号）により支給する。

(傍聴の手続き)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、氏名及び住所を北谷町地域公共交通会議傍聴者受付簿（別記様式）に記入し、係員の指示に従って傍聴しなければならない。

2 前項の受付簿に記入した者のうち、会長が許可した者は、交通会議を傍聴することができる。ただし、会長は、次の各号に掲げる場合においては、退場を命ずることができる。

(1) 第6条第5項の規定により非公開としたとき。

(2) 傍聴者が交通会議の秩序を乱し、又は妨げるような行為をするとき。

(3) その他交通会議の円滑な進行を図るために会長が指示する事項に従わないとき。

3 傍聴者は、会長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

4 会長は、傍聴しようとする者が多数であるときは、傍聴者の人数を制限することができる。この場合において、制限する人数や調整方法については、会議室等の状況を勘案し、会長がその都度決定するものとする。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第12条 交通会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和元年訓令第25号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年訓令第3号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別記様式（第10条関係）

北谷町地域公共交通会議傍聴者受付簿

[illegible]

別記様式（第 10 条関係）

北谷町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 北谷町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北谷町桑江一丁目1番1号北谷町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長1名、副会長1名及び委員をもって組織する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 北谷町副町長
- (2) 学識経験者
- (3) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 北谷町を管轄する警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (10) 北谷町民又は利用者の代表
- (11) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第6条 会長は、北谷町副町長とし、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない事由のため協議会に出席できないときは、その旨を会長に届け出て、自らが所属する団体又は機関の者を代理人として出席させることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面等による会議)

第9条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、会議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合における会議についてこれを準用する。この場合において、前条第2項中「出席」を「書面等により意思表示」に読み替える。

(関係者の出席)

第10条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第13条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北谷町企画財政課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第16条 協議会に監査委員を1名置き、会長が別に定める。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 委員は会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 委員の報酬及び費用弁償は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年北谷町条例第17号）に準じて支給する。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年4月27日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、協議会設立と同時に委員となった者の任期は、令和6

年３月３１日までとする。

附 則

この規約は、令和５年５月３０日から施行する。